

ご利用にあたっての注意事項（共通事項）

「USIMカード／eSIM」について

- 携帯電話機はUSIMカードを挿入、またはeSIMを設定している場合にのみご利用（操作）いただけます。ご利用（操作）の際は必ずUSIMカードを挿入、またはeSIMを設定し、正しくお使いください。
※ 一部携帯電話機については、代金をすべてお支払いいただいている場合、ソフトバンクショップにてUSIMカードを挿入、またはeSIMを設定せずとも携帯電話機を操作できるようにお手続きすることができます。
- USIMカード／eSIMは、電話番号などを記録したICチップで、ご利用料金の請求はUSIMカード／eSIMの電話番号に対して行われます。
- USIMカードは、別の携帯電話に差し込んでも利用可能なので、携帯電話（USIMカード差し込み済）を盗難・紛失された場合、携帯電話のタイプ（国内専用／世界対応ケータイ対応）にかかわらず速やかに「故障・事故・盗難・紛失受付」※にご連絡のうえ、緊急利用停止の手続きを必ず行ってください。
- USIMカード／eSIMプロフィールの所有権は当社に帰属します。解約などの際は、当社にご返却ください。

「電話番号変更」について

- 電話番号変更後、お預かりしている留守番電話のメッセージはすべて消去されますので、電話番号変更のお申し込み前に必ず留守番電話のメッセージの確認をお願いします。また、電話番号変更の処理により留守番電話の設定が解除されますので、処理完了後に再度留守番電話設定を行ってください。
- ナンバーブロックにご加入中の場合、当サービスは引き継ぎますが、着信規制をかけていた電話番号の情報はすべて消去されます。したがって、それまで着信規制をかけていた電話番号からの電話がつながる状態となりますので、必要な場合は再度設定を行ってください。
- インターネットサービスにご加入中の場合、サービスは引き継ぎますが、各機能はリセットされますのでお客さまによる再設定が必要になります。
- ウェブ使用料【SoftBank 携帯電話用】+ S!電話帳バックアップにご加入の場合はバックアップした情報は削除されます。
- オリジナルメールアドレスを設定されていた場合、電話番号変更前と同じオリジナルメールアドレスは設定できません。また電話番号変更後は、電話番号変更前に受信していないメールはすべて消去されてしまいますので、電話番号変更お申し込み前に受信メールの確認をお願いします。
- ウェブで有料コンテンツをご利用の場合、電話番号変更を行った際には、お申し込みの有料コンテンツは自動的に解除となります。また、電話番号変更後、改めて携帯電話操作による情報提供会社へのお申し込みが必要になります。
- メモリカード内の著作権で保護されている（コピー不可）データについて
メモリカード内蔵の携帯電話をご利用の場合、メモリカード内の著作権で保護されている（コピー不可）データはご利用いただけなくなります。電話番号変更のお申し込み前までに携帯電話本体のメモリへ保存するようお願いいたします。

「譲渡・承継」について

- 譲受者は、譲渡者が有していた権利および義務を承継いたします。
- 利用権譲渡承認日は、お客さまが店頭にて利用権譲渡手続きを行い、当社が承認した日または翌日といたします。したがって、月末日に譲渡を申し込まれた場合、利用権譲渡承認日は翌日付（翌月1日）となります。承継につきましては、お申し込み当日が承認日となります。

ご利用にあたっての注意事項（共通事項）

更新日：2023年4月19日

ソフトバンク株式会社

※ なお、当社システムメンテナンス等により承認日が変更となる場合があります。

- 利用権譲渡承認日前日までの電話料金未請求分は、譲渡者へ請求させていただきます。利用権譲渡承認日以降の電話料金は、お申し込みいただいた翌請求月に譲受者へ請求させていただきます。承継の場合は、承継日以前の請求も承継者へ請求させていただきます。
- 新スーパーボーナスご契約の場合
新スーパーボーナス契約回線を譲渡・承継される場合は、加入特典および月月割等を譲受者に承継いたします。なお、割賦契約に基づく携帯電話機の分割支払金／賦払金がある場合は、併せて承継いたします。なお、分割支払金／賦払金は日割り計算を行いませんのでご注意ください（譲渡・承継の場合とも譲渡承認日の属する月から譲受者に請求させていただきます）。

「携帯電話番号ポータビリティ（MNP）」について

- MNPの転出／番号移行、新規加入における手続きや確認書類に虚偽が発覚した場合、契約の解除または移転元事業者でお使いいただいていた電話番号を変更させていただく場合があります。
- 移転元事業者のUSIMカード/eSIMの取り扱いについては、移転元事業者にご確認ください。
- MNPによる新規加入手続き後は、移転元事業者のMNP転出／番号移行の取り消しを行うことはできません。あらかじめご了承ください。

「他社ご利用年数の引き継ぎ」について

携帯電話番号ポータビリティ（MNP）でソフトバンクにご加入いただいた場合、加入前の携帯電話会社でのご利用期間をソフトバンクでの利用期間とみなして、ご利用期間に応じた基本料割引サービスの割引を適用するサービスです。

- 携帯電話番号ポータビリティ（MNP）にてソフトバンクへご加入いただいた場合のみ、引き継ぎの対象となります。
- 利用期間確認のため、旧携帯電話会社のご利用期間がわかる書類（請求書など）の写しが必要です。
- ホワイトプラン／標準プラン／ゴールドプラン／オレンジプラン／ブループランが対象となります。

「ユニバーサルサービス料」について

- ユニバーサルサービス制度とは、NTT東日本・西日本が提供しているユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国どの世帯でも公平で安定的に利用できる環境を確保するために必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する制度のことをいいます。
- ソフトバンクでは、ユニバーサルサービス制度の開始に伴い、ソフトバンク携帯電話をご利用いただいているお客さまに、毎月1電話番号あたり一定額※の「ユニバーサルサービス料」の負担をお願いしています。
※ 「ユニバーサルサービス料」の金額は、当社ホームページでまたは店頭ソフトバンククルー、ソフトバンクカスタマーサポートにてご確認ください。
- 電話会社が負担する1電話番号あたりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に1回料金の見直しが行われるため、その内容に応じてお客さまにお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、ユニバーサルサービス料について詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/>）、または自動音声・FAX 応答システム（03-3539-4830）にてご確認ください。

ご利用にあたっての注意事項（共通事項）

更新日：2023年4月19日

ソフトバンク株式会社

「不正契約による携帯電話の使用防止および本人確認」について

- ソフトバンクでは、「振り込め詐欺」などの犯罪に、偽造書類等を利用して不正に契約された携帯電話が使用されることを防止するため、以下の取り組みを行っております。
 1. 本人確認書類原本による審査を徹底しております。
契約にお時間を頂戴する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 2. 契約受付時に提示された運転免許証等の記載内容についての確認が必要と当社が判断した場合、運転免許証等の情報を警察機関等に提供させていただく場合があります。より確実な本人確認を行いますので、あらかじめご了承ください。
 3. 不正取得等された携帯電話機※による通話およびサービスの制限をする場合があります。
正規取扱店以外で購入された携帯電話機は、通話およびサービスの制限対象となる場合がありますのでご注意ください。
※ 不正取得等された携帯電話機とは、窃盗（盗難）や詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為（携帯電話不正利用防止法違反、文書偽造など）により不正に取得された携帯電話機、または代金債務（立替払による分割支払金債務を含む）の履行がなされていない、もしくはそのおそれが高い携帯電話機を指します。
- 契約者本人確認書類を偽造・改ざんしたり、これらの書類を携帯電話の申し込みに使用することや、他人の名義で勝手に申し込みをした場合は、文書偽造罪（刑法第155条）や詐欺罪（刑法第246条）に触れる行為となります。
- 携帯電話申込時の本人特定事項（氏名・住居・生年月日）の虚偽申告や、自己名義携帯電話の無断譲渡、他人名義携帯電話の譲渡・譲受は、携帯電話不正利用防止法に違反する行為となります。

「事業者間での情報の交換」について

〔携帯電話、PHSのサービスを提供する事業者間での料金未払い情報の交換について〕

契約解除後に料金未払いのあるお客さまの情報を携帯電話、PHSのサービスを提供する事業者間で交換します。本情報は契約申し込み受付時の加入審査に使用しますので、料金未払いの状況によってはお申し込みをお受けできないことがあります。

〔携帯電話、PHSのサービスを提供する事業者間での迷惑メール送信に係る情報交換について〕

2006年3月1日以降に、一時に多数の宛先に対する「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に違反する電子メールの送信、またはその他の電子メール送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信行為により、利用停止措置（契約解除を含む）を受けたお客さまの情報を携帯電話、PHSサービスを提供する事業者間で交換します。本情報は、契約申し込み受付時の加入審査に使用しますので、該当するお客さまは、お申し込みをお受けできないことがあります。

〔携帯電話・PHSのサービスを提供する事業者間での携帯電話不正利用防止法※に基づく利用停止情報の交換について〕

2009年3月以降に、「携帯電話不正利用防止法」の規定に基づき、警察から本人確認の求めのあった回線について、本人確認に応じていただけずに利用停止措置を受けたお客さま（特別利用停止者）の情報を携帯電話、PHS サービスを提供する事業者間で交換します。

本情報は契約申し込み受付時の加入審査に使用しますので、該当するお客さまは、お申し込みをお受けできないことがあります。

※ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

ご利用にあたっての注意事項（共通事項）

更新日：2023年4月19日

ソフトバンク株式会社